

保証制度の創設について

静岡県信用保証協会

「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、以下のとおり保証制度を創設しました。

1 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証

ご利用できる方	主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円を含む）（※）
対象資金	認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業に必要な資金
保証期間	10年以内
貸付利率	金融機関所定の金利
貸付方式	手形貸付または証書貸付
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	年0.68%（※）

2 事業継続力強化関連保証

ご利用できる方	経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円を含む）（※）
対象資金	認定事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化に必要な資金
保証期間	10年以内
貸付利率	金融機関所定の金利
貸付方式	手形貸付または証書貸付
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	年0.68%（※）

3 連携事業継続力強化関連保証

ご利用できる方	経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円を含む）（※）
対象資金	認定連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化に必要な資金
保証期間	10年以内
貸付利率	金融機関所定の金利
貸付方式	手形貸付または証書貸付
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	年0.68%（※）

※保証限度額および保証料率は、保険の成立により異なる場合があります。